



コロナウイルス感染症 「2類」から「5類」に移行

副代表理事 **阿部 武治**

新型コロナウイルス感染から3年余りが経ちましたが、今後のコロナウイルス感染の発生状況については見通しが立っていません。

その中で政府は、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置付けを、今年5月8日からこれまでの「2類相当」から季節性インフルエンザと同じ「5類感染症」に引き下げました。

これにより感染者の外出自粛やマスク着用、医療機関への受診、医療費の負担の対応等これまでとは大きく変わります。

「5類」移行後は「陽性となった方への外出制限を求めない」「濃厚接触者待機の期間規定なし」とされ、幅広い医療機関での入院・治療が可能ではあるが医療費は原則自己負担となり、治療薬購入費は全額補助、ワクチン接種は24年3月末まで、引き続き公費負担になります。

しかし、老人施設等に入居されている方の多くが持病を持ち、健康面に不安を抱えて

いることから、施設側としては職員はもちろんのこと、面会される家族や施設に出入りする方々等のウイルス持ち込みには細心の注意を払っています。訪問調査に伺う我々としては、従来どおり事前の検温による発熱の有無や体調等の確認及び最新のワクチン接種も求められる条件になると思います。

これまでは法律に基づいて政府が行動制限を行って来ましたが、これからは一人ひとりの自主的な取り組みに代わり、家庭や職場などの状況に応じて主体的に対策を講じることになります。

コロナウイルス感染症は「5類」へ移行になりましたが、ウイルスが根絶されたわけではなく流行は続くと思われるので、油断をせずに感染対策を続けてほしい。

最後にコロナ感染が終息して、誰もが笑顔で安全に安心して暮らせる社会が早く訪れることを願っています。

第22回通常総会 が開催されました

第22回通常総会は5月24日13時から仙台市生涯学習支援センターで開催されました。仮議長に堀川禎則氏を選出し、事務局から正会員総数104名中書面評決提出者41名、総会出席者33名合計74名の報告があり、仮議長が定款27条の条件を満たしていることを確認し総会成立を宣言しました。

佐藤代表理事の挨拶に続き議長に大沼孝希氏を選出、議事録署名人に團順子氏、佐藤はるみ氏を選任し、議案審議に入りました。

各議案の審議、評決結果は下表のとおりでした。

第1号議案	2022年度事業報告の承認	◇賛成:74	◆反対・無効:0
第2号議案	2022年度決算報告の承認	◇賛成:74	◆反対・無効:0
第3号議案	2022年度監査報告の承認	◇賛成:74	◆反対・無効:0
第4号議案	2023年度事業計画(案) 2023年度活動予算書(案)	◇賛成:74	◆反対・無効:0
第5号議案	役員改選(案)	◇賛成:74	◆反対・無効:0
その他審議事項	なし		



「会員支え合い活動」研修会報告

去る4月6日(木)13時から16時まで、みやぎ婦人会館第5、第6研修室に於いて介護サービスの情報の公表制度、地域密着型サービス外部評価、認証制度第2段階確認調査等に携わった調査員31名が参加し、調査員研修会を開催しました。

はじめに、佐藤代表理事より前年度調査の振り返りや、調査員間交流などで意義深い研修会としたいとの挨拶と、伊藤事務局長からはコロナ感染防止対応マニュアルに基づいたマスクの使用や健康チェックシート提示等の対策を行いながら、期間内に予定事業所の全数調査を完了した旨の報告がありました。

続いて、これまで「地域支え合い活動」として開催した泉区将監、太白区中央、宮城野区中央、利府町の各市民センターでの「健康セミナー」や「老後の住まい」等の研修模様を、スライドショーで振り返りました。

研修会修了後は会員相互の交流会を行い、会員の方が日頃研鑽を重ねている各種演芸の披露で盛り上げて頂き、これからの活力剤となりました。ありがとうございました。

最後に、会員の健康と2023年度調査・評価活動の円滑実施に向け、「一本締め」で閉会としました。

(※追記)5月の通常総会でご報告のとおり「地域支え合い活動」の名称は、「会員支え合い活動」に変更になりました。

「認知症基本法」の成立を機に、認知症について一人ひとりが理解を深めよう

認知症の予防、早期発見、早期対応、介護、地域での生活支援等を総合的に推進し、認知症の人とその家族が安心して暮らせる社会を実現することを目的とした「認知症基本法」が成立しました。

国や自治体に施策の充実を義務づけ、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、国や自治体の責務を定める認知症基本法が6月14日、参院本会議において全会一致で可決、成立しました。

2025年には高齢者の5人に1人が認知症になると予測される中、同法は国に「認知症施策推進基本計画」の策定を義務づけ、都道府県と市区町村には、地域の実情に応じた計画策定を努力義務として課します。また、政府は総理府に「認知症施策推進本部」を設置し、関係省庁の連携を強化するとともに、認知症の人やその家族、介護者などの意見を反映させるために、「認知症施策推進会議」を設けます。

同法は、認知症の人が自分らしく生きることができる社会の実現に向けて、以下の5つの基本理念を掲げています。

- 認知症の人は、人間として尊重されるべきである。
- 認知症の人は、自分の意思や希望に基づいて生活する権利を有する。
- 認知症の人は、社会の一員として参加し、貢献することができる。
- 認知症の人は、必要な支援や医療を受けることができる。
- 認知症の人やその家族、介護者は、理解と共感を得ることができる。

さらに、同法は3年以内に見直しを行うことも定めています。

今後も認知症に関する最新の知見や社会情勢に応じて、なお一層の施策の改善や拡充が期待されます。



*** お知らせ ***

事務局の夏休みは

8月14日から8月16日

迄です

“六十の手習い”

～ 策入りのバケツから夏の花への夢 ～

会員 柴原 則子

趣味は、と問われて「マジック」と、取りあえず書いた。胸を張って書けるわけではない。なんせ六十の手習い、なのである。

覚えは悪く、すぐ忘れてしまう。忘れなくする方法は、どっぷり浸かることだそう。どっぷり浸かっていたら、策のような頭でも水が零れることはない。

記憶力より記録力を駆使するのだが、上れる仲間がいてくれる事はとる時ばかりではなく、マジック



手くいかない。書き落とした時に頼ても有難いものだ。仲間とは覚えを通しての喜怒哀楽を共にでき楽しい。

マジックを披露して、下手でさらである。演者も嬉しくなるし、えない。

も下手なりに喜んで頂けたらなお場に生まれた一体感が何とも言

今日もいつもの先生や仲間が、私の策入りのバケツに新しい水を注いでくれる。漏らさないよう気を付けよう。そしていつかは、水の中に夏の花でも活けられる余裕が欲しいものである。

◆◇なんでも相談会のご案内◆◇

法律、成年後見関係の分野に限らず、会員やその家族、知人の方がお持ちの生活全般に関わる「困りごと」「悩みごと」などなんでも相談会です。

令和5年7月から令和5年10月までの開催日程は下記のとおりです。

☆開催日程

- ✿ 7月25日(火) 相談役 安田 廣治 司法書士
- ✿ 8月22日(火) 相談役 武田 貴志 弁護士
- ✿ 9月19日(火) 相談役 安田 廣治 司法書士
- ✿ 10月25日(水) 相談役 武田 貴志 弁護士

【編集後記】

今流行りのチャットGPT(生成AI・マイクロソフトの“Bing”とグーグルの“Bard”)に、今国会で成立した「認知症基本法」について、600字程度に纏めた記事とその見出しを書いて貰いました。

両方とも回答は2～3分で帰ってきて、大して時間はかかりませんでした。その後で、“Bing”製と“Bard”製の二つの記事の良いところ取りの記事にするのに一苦勞……

その結果が前ページの記事です。(こんな使い方をしてはいけないかも……)

(かねひら)



特定非営利活動法人
 介護の社会化を進める
 一万人市民委員会宮城県民の会

編集委員 遠藤 千代 兼平 幸雄 工藤 俊廣
 曾根 務 出口 香